

事 務 連 絡

令和 2 年 6 月 19 日

各 都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局振興課

「ICT導入支援事業 Q&A（令和2年度 Ver.1）」の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

地域医療介護総合確保基金を活用したICT導入支援事業につきましては、「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施の一部改正について」（令和2年5月11日老高発0511第2号、老振発0511第1号 厚生労働省老健局高齢者支援課長、振興課長連名通知）の別紙2「ICT導入支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により、令和元年度の内容を拡充させて実施しています。事業実施の参考としていただくため、先般、「ICT導入支援事業 Q&A（令和元年度 Ver.1）」（令和2年2月5日付事務連絡）をお送りしているところですが、今般、拡充内容に合わせて内容を整理し直すとともに、さらに照会の多い項目について整理し、別紙のとおり「ICT導入支援事業 Q&A（令和2年度 Ver.1）」としてまとめましたので、事業実施にあたって参考にしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【照会先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省老健局振興課

生産性向上担当 秋山、石内、安蒜

電話番号：03-5253-1111（内線 3937）

FAX 番号：03-3503-7894

E-mail：kaigoseisansei@mhlw.go.jp

【対象期間】

問1

年度途中からタブレット等のリースを行う場合、対象となるのはリース開始時から1年間か、それとも当該年度末までか。

(答)

リースの場合(歳出科目で「使用料及び賃借料」に該当する場合)には、一定期間ごとにリース代の支払いが想定されるが、実施要綱上「当該年度中」の経費を補助対象としているため、当該年度の3月末までの経費が対象となる。

問2

毎月費用を支払う介護ソフトは、「1年分」が対象となるのか、それとも「3月末まで」が対象か。

(答)

実施要綱上「当該年度中」の経費を補助対象としており、当該年度の3月末までの経費が対象となる。

問3

介護ソフトの5年間の使用权(ライセンス)を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象経費として扱って良いか。それとも按分して当該年度の3月末までの経費を補助対象経費とすべきか。

(答)

使用权(ライセンス)購入型の介護ソフトは、使用期限はあるものの、購入時に一括して費用を支払うものであり、性質としてはパッケージ型介護ソフトの購入と同質であると考えられることから、初年度に全額を補助対象経費として扱って差し支えない。

問4 (R2年度追加)

都道府県が補助決定するより前に購入した介護ソフト等も、補助の対象か。

(答)

実際に補助決定する時期は都道府県の運用方法により異なることが想定される。本事業が現場で広く活用されるためにも、年度内であれば遡って補助対象とする等、柔軟な対応をして差し支えない。

【対象事業所】

問5 (R2年度追加)

ICTの整備状況により、対象となる事業所に違いはあるか。

(答)

本事業は、介護記録入力、情報共有、報酬事務といった事務が一通りになっていない介護事業所がICTを導入することで業務負担軽減することを主目的としている。過去に本事業

による補助を受けたかどうかに関わらず、既に一気に通貫を実現しており、さらなる負担軽減を図る目的で、本事業の活用を申請する事業所も想定されるが、補助対象事業所の決定にあたっては、本事業の趣旨を踏まえて、優先順位を付ける等、適切に対応願いたい。

問6 (R2年度修正)

過去に本事業を活用した事業所が、本年度以降に再度補助の申請をすることは可能か。

(答)

本事業の目的に照らし、原則として1事業所が受けられる補助は1回とすることを想定している。ただし、拡充された内容を追加導入する場合や端末を追加する場合等、それまで受けた補助金の合計額が申請年度の基準額の範囲内であれば、複数回の申請は可能である。その場合の補助上限額は、申請年度の基準額からそれまで受けた補助金の合計額を控除した額となる。ただし、補助対象となるのは、申請年度に導入した機器やソフトウェアに対するリース、保守、サポート費用等が対象となり、過年度に本事業により導入した機器やソフトウェアに対するものは対象とならない。

問7

対象事業所は「介護事業所（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。）」とあるが、総合事業（通所型サービスB等）の事業所も対象として良いのか。

(答)

介護給付及び介護予防給付の対象ではない総合事業の訪問型サービス又は通所型サービス（以下単に「総合事業」という。）を行う事業所は、「介護事業所」に含まれず、本事業の対象外となる。

なお、指定訪問介護又は指定通所介護等と総合事業を一体的に実施している場合であって、指定訪問介護事業所又は指定通所介護事業所等で導入した機器を当該総合事業において使用することにより業務効率化が図られる場合には、指定訪問介護事業所又は指定通所介護事業所等で導入した機器を当該総合事業において利用することは可能である。

問8 (R2年度修正)

同一敷地内に特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）と通所介護事業所が併設されている場合には、それぞれを独立した1事業所として計2事業所として計算すべきか。それとも併設されているので1事業所とすべきか。

(答)

指定ごとに1事業所としてカウントするため、併設されている場合は2事業所と計算されたい。効率的な運用を前提として機器を共用・流用することは差し支えないが、実質的には特定の事業所のみで活用されるといった、2事業所を対象に補助をした目的に反するような活用にならないようご留意いただきたい。

問9

市直営の地域包括支援センターが介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を実施しているが、当該介護予防支援事業所の職員が利用するタブレット等を本事業の対象としても良いのか。

(答)

市町村直営・民間運営問わず、介護予防支援事業所において利用する機器等について対象

とすることについては差し支えない。

ただし、地域包括支援センターの整備費・運営費には充てることは想定していないため、介護予防支援事業所ではなく地域包括支援センターとして実施している事業分については対象とできないため、留意されたい。

【要件、補助対象経費等】

問 10

1月の包括報酬となっているサービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護等）においては、サービス利用表（提供表）に訪問回数を記載するわけではないため、介護ソフトによってはサービス提供1回（1日）の記録と請求が直接リンクせず、一気通貫にすることによりサービス利用表（提供表）が見つらく業務が複雑化してしまう場合がある。このような場合でも、一気通貫の要件は必要となるか。

（答）

包括報酬型であるなどサービス利用毎の記録業務と請求業務が結びつかないような場合であって、記録業務と請求業務を一気通貫とすることで逆に請求業務が複雑化するような場合においては、例外的に一気通貫の要件を求めないものとする。

なお、業務効率化の観点から、可能な限り、一気通貫となる（転記が不要となる）介護ソフトの導入を検討されたい。

問 11（R2 年度修正）

本事業で導入したタブレットを職員のシフト調整等のバックオフィス業務やオンライン面会等、一気通貫と関係ない業務に利用することは可能か。

（答）

本事業は、介護記録入力、情報共有、報酬事務といった事務が一気通貫になっていない介護事業所が ICT を導入することで業務負担軽減することを主目的として想定している。本事業により導入したタブレット端末は、本来は一気通貫のために使用されるべきものであるが、過去に本事業による補助を受けたかどうかに関わらず、一気通貫が実現できていれば、以下の形態により、補助的にバックオフィス業務やオンライン面会に利用して差し支えない。

- ・バックオフィス業務やオンライン面会用のソフトウェアを併せて本事業で導入する
- ・本事業以外で導入したソフトウェアをインストールする

問 12（R2 年度修正）

本事業において、バックオフィス業務やオンライン面会等、一気通貫とは関係ない業務にのみ使用するタブレット端末やソフトウェアの導入、Wi-Fi の設置工事について補助することは可能か。

（答）

本事業は、介護記録入力、情報共有、報酬事務といった事務が一気通貫になっていない介護事業所が ICT を導入することで業務負担軽減することを主目的として想定している。そのため、バックオフィス業務やオンライン面会にのみ使用する場合は、本事業の対象とならない。本事業の活用を検討する事業者に対しては、事業の趣旨をご説明いただき、一気通貫を実現する事業所が少しでも増えるよう、ご配慮願いたい。

問 13

要件の（３）に「必ず介護ソフトをインストールのうえ」とあるが、インストールせずネットワークにアクセスして利用する介護ソフト（ASP 型の介護ソフト）は補助対象となるか。

（答）

対象となる。

問 14

介護保険法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防支援事業を行っている地域包括支援センターが本事業を活用する場合、標準仕様導入の要件は対象外ということで良いか。

（答）

標準仕様は介護予防給付や介護予防支援については対応していないため、標準仕様対応要件は求めない。

問 15

一気通貫の要件について、1つのソフトではなく複数のソフトを連携させて結果的に一気通貫になる（転記が不要になる）場合にも対象として良いか。

（答）

お見込みのとおり、1つのソフトでなくても、複数の介護ソフト間の連携により転記が不要になるのであれば対象となる。また、複数の介護ソフトを連携させるソフトウェアも本事業の対象として差し支えない。

なお、実施要綱 3（１）に記載のとおり、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となる（転記等の業務が発生しなくなる）場合も対象となる。

問 16（R2 年度修正）

本事業によって導入する介護ソフトの標準仕様や CHASE の実装が、介護事業所がソフトを導入する時期や年度内間に合わない場合はどのように対応するか。

（答）

標準仕様については、「「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」について」の一部改正について」（令和 2 年 3 月 26 日 老振発 0326 第 1 号厚生労働省老健局振興課長通知）にて通知したところである。また、CHASE については、「「高齢者の状態・ケアの内容等のデータベース（CHASE）と介護ソフト間における情報連携の標準仕様」について」（令和 2 年 5 月 1 日 厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）において情報提供したところである。今後、各ベンダーにおいて実装が進んでいくと考えられるが、各介護事業所における導入予定時期に実装が間に合わないこともあり得る。その場合は、各ベンダーによる標準仕様、CHASE への対応予定を示すカタログ等の資料により対応予定であることを確認する等、現実的な手段をもって確認することが望ましい。なお、年度内の実装が間に合わない場合であっても、次年度中に標準仕様及び CHASE の実装が完了した旨、補助を行った事業所から都道府県に報告すれば、補助金の返還を要さない等、柔軟な取扱いをお願いする。

問 17

既に一気に通貫となっている介護ソフトを利用している事業者が、さらなる一気に通貫のために介護ソフトを購入する場合（音声入力機能の追加により、記録業務が更に省力化される場合等）は対象としても良いか。

（答）

差し支えない。

問 18（R2 年度追加）

親会社から子会社への販売等、関連法人の間で販売されるソフトウェアは、本事業の補助対象となり得るか。

（答）

関連法人であっても、法人格が異なる法人の間で販売やリース等を含む契約が発生するのは、本事業の補助対象と考えて差し支えない。なお、同一法人内でソフトウェアを提供していて、他の事業所に対して一般販売をしており、同価格で当該事業所に対して販売する場合は対象になり得るが、当該事業所の職員がソフトウェア販売やサポート業務等を担っていたり、提供にあたって金銭の流れが発生していなかったりする場合は、対象とするのは適当ではない。また、同一法人内で当該事業者が使用するために個別に開発されるソフトウェアの開発に要する経費は対象とならない。

【補助率】

問 19（R2 年度追加）

補助率を都道府県の判断で設定できるようにした趣旨如何。

（答）

本事業は、介護記録入力、情報共有、報酬事務といった事務が一気に通貫になっていない介護事業所が ICT を導入することで業務負担軽減することを主目的として想定している。インシヤルコストが高額であることが理由で導入に躊躇している介護事業所も少なくないことから、地域の実態やニーズを踏まえて都道府県が柔軟に補助率を設定することができるようにしたものである。趣旨をご理解いただき、昨年度の補助率（1/2 定率）にとらわれず、事業所負担軽減に積極的に取り組んでいただくよう、お願いする。